

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和 8 年 9 月 18 日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

(1) 件名

愛媛県報電子化業務

(2) 委託業務の内容等

仕様書等配布資料のとおりに

(3) 委託期間

契約の日から令和 9 年 3 月 15 日まで

(4) 委託業務の履行場所

愛媛県（詳細は仕様書による。）

(5) 入札方法

入札は紙入札により行うこととし、入札金額は、見込件数に単価を乗じて得た金額の合計金額で記載すること。（見込件数は仕様書及び入札書様式による。）

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和 8 年度から令和 10 年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

(3) 愛媛県内に営業拠点を有するとともに、自らの責任において本業務の作業場所を愛媛県内に確保できるものであること。

(4) 過去 2 年間に、国又は地方公共団体等において種類を同じくする業務を履行した実績を有する者であること。

(5) 直接の雇用関係を有する学芸員または文書情報管理士 1 級以上の有資格者を本業務の責任者とし、直接の雇用関係を有する学芸員または文書情報管理士 2 級以上の有資格者を本業務に従事させることにより、責任をもって本業務を実施することを誓約した者であること。

- (6) 仕様書に示された条件で委託業務を実施するため、必要な人員・設備を備えている等の体制が整っていること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合わせ先

愛媛県総務部総務管理局私学文書課文書グループ
〒790-8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話(089)912-2223

- (2) 入札書の提出方法

封入のうえ、開札の日時に開札の場所へ直接持参して提出すること。郵便、加入電話、ファクシミリ、電送、その他の方法による提出は認めない。

- (3) 入札説明書の交付方法

ア 交付期間

公告の日から令和8年9月30日(水)までの執務時間中(土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までをいう。)

イ 交付場所

愛媛県ホームページ(<https://www.pref.ehime.jp/>)でのダウンロード又は(1)に掲げる場所での手渡し

- (4) 開札の日時及び場所

令和8年10月9日(金)午後1時30分

愛媛県庁第二別館10階1011会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認書(以下「確認書」という。)を知事に提出し、入札参加資格の確認を受けること。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

ア 確認書の提出場所及び提出方法

3の(1)に掲げる場所へ持参又は郵送等により提出すること。

イ 確認書の受領期限

令和8年9月30日(水)午後5時15分まで

- (4) 入札の無効

2 に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

(6) 契約保証金
愛媛県会計規則第 152 条から第 154 条までの規定による。

(7) 落札者の決定方法
愛媛県会計規則第 133 条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他
詳細は、入札説明書による。